次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験員の要件） **第七条**　法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農学経済学を除く。）に関する学科を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者 二　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において公害防止に資する研究の業務に従事した経験を有するもの 三・四　［略］ （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第十六条**　第十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（試験員の要件） **第七条**　法第八条の十第二項の経済産業省令、環境省令で定める要件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において薬学、工学、化学又は農学（水産学を含み、農学経済学を除く。）に関する学科を担当する教授又は准教授の職にあり、又はあつた者 二　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において公害防止に資する研究の業務に従事した経験を有するもの 三・四　［略］ （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第十六条**　第十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、表中第七条第一項第二号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。